

中泊町農業委員会会議録

令和7年2月10日

中泊町農業委員会

令和 7 年 中 泊 町 農 業 委 員 会 2 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 1 0 日 (月) 1 3 時 3 0 分～

2. 開催場所 委員会室 1

3. 出席委員 (15人)

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	1 4 番	葛西 誠		
委 員	1 番	大川 勝仁	2 番	藤田 次男
	3 番	青山 邦榮	4 番	佐々木 清英
	5 番	澤田 健吾	6 番	瓜田 益子
		三上 孝	8 番	小野 美恵子
	9 番	外崎 満幸	1 0 番	松田 耕司
	1 1 番	佐藤 正樹	1 2 番	工藤 正太
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員 (人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名について

第 3 【報告】

報告第 3 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 3 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 6 号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第 3 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 3 7 号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

第 4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次 長 古 川 優

係 長 打 越 賢 一

主 幹 谷 伊久弥

7. 会議の概要

事務局
(次長)

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会2月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、11番佐藤委員、12番工藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長、打越係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第34号

事務局
(打越)

3ページをご覧ください。
報告第34号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和7年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、8件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第34号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第35号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第35号

事務局
(次長)

24ページをご覧ください。
報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和7年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。1月の相続等の届出は7件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第35号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第36号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第36号

事務局
(打越)

26ページをご覧ください。
報告第36号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年1月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和7年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。1月分の農地移動あっせん申し出は1件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第36号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第36号

議長
(会長)

議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

29ページをご覧ください。議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第36号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

小野委員

議席8番小野です。それでは報告いたします。去る2月3日、私と三上委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

次のページをご覧ください。
受付番号44番は、豊島字千鳥の農地4筆、地目は田、面積は15109㎡の農地交換です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号44番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第37号

議長
(会長)

次の議案に入る前に工藤正太委員、私、松坂に関連している事案がございますので「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席いたします。

なお、私が退席中の議事の進行は葛西誠会長職務代理にお願いいたします。

【工藤正太委員、松坂会長退席】

葛西会長
職務代理

それでは、議案第37号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(打越)

32ページをご覧ください。議案第37号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和7年2月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和7年2月5日付け中農政第281号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

（所有件移転）

35、36ページをご覧ください。

所有件移転についての申請内容は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が5件、買入が1件の計6件となっています。

受付番号37番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は八幡地内2筆、大沢内地内1筆、計3筆の田、面積は12,103㎡です。売買価格は4,599,000円。対価の支払い期限は令和7年2月20日を予定しております。

受付番号38番も、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は田茂木地内3筆の田、面積は14,160㎡です。売買価格は3,965,000円。対価の支払い期限は令和7年2月20日を予定しております。

受付番号39番も、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は薄市地内4筆の田、面積は3,181㎡です。売買価格は732,000円。対価の支払い期限は令和7年2月20日を予定しております。

受付番号40番も、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は宮野沢地内3筆の田、面積は6,388㎡です。売買価格は500,000円。対価の支払い期限は令和7年2月20日を予定しております。

受付番号41番も、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は宮川地内1筆の田、面積は3,510㎡です。売買価格は1,100,000円。対価の支払い期限は令和7年2月20日を予定しております。

受付番号42番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は宮川豊岡地内1筆の田、面積は200㎡です。売買価格は50,000円。対価の支払い期限は令和7年3月3日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(利用権設定)

50ページから67ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号128番から155番の27件です。内訳は再設定が23件、新規が4件となっております。

受付番号128から151番は再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

63から66ページをご覧ください。

受付番号152番は新規の設定で芦野地内16筆の田と1筆の畑、田茂木地内20筆の田、豊岡地内3筆の田、全40筆の農地、面積は81,582㎡、親子間の使用貸借で、期間は20年です。

66、67ページをご覧ください。

受付番号153番も新規の設定で田茂木地内5筆の田、面積は3,823.73㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

67ページをご覧ください。

受付番号154番も新規の設定で田茂木地内3筆の田、面積は5,682㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号155番も新規の設定で中里地内1筆の田、面積は4,815㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

利用権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

71から74ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号機構24-20番から24番の5件です。

事務局
(打越)

受付番号機構 24-20 番は新規の設定で、設定する農地は若宮地内 19 筆の田、面積は 55,225㎡の賃貸借です。賃借料は 10a あたり 15,000 円、期間は 10 年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構 24-21 番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内 4 筆の田、面積は 7,169㎡の賃貸借です。賃借料は 10a あたり 10,000 円、期間は 15 年。土地改良費は無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構 24-22 番も新規の設定で、設定する農地は今泉地内 8 筆の田、面積は 3,751㎡の賃貸借です。賃借料は 10a あたり 10,000 円、期間は 14 年。土地改良費は無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構 24-23 番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内 2 筆の田、面積は 3,954㎡の賃貸借です。賃借料は 10a あたり 米 1.5 俵の価格、期間は 10 年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構 24-24 番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内 7 筆の田、面積は 13,923㎡の賃貸借です。賃借料は 10a あたり 米 1 俵の価格、期間は 10 年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

葛西会長
職務代理

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

葛西会長
職務代理

ないようですので、お諮りいたします。議案第 37 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

葛西会長
職務代理

異議がないようですので、議案第 37 号は原案のとおり決定いたします。

葛西会長
職務代理

工藤正太委員、松坂会長の入場を許可します。

【工藤正太委員、松坂会長入場】

葛西会長
職務代理

松坂会長が入室されましたので、以降の進行を松坂会長にお願いいたします。

◎議案第 38 号

議長
(会長)

次に、議案第 38 号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(打越)

85 ページをお開きください。議案第 38 号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので審議を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出 中泊町農業委員会 会長。

86 ページをご覧ください。令和 7 年 2 月 5 日付け中農政第 282 号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積等促進計画作成の要請について依頼がありました。

今回の受け手の再配分は2件ございました。
詳しい内容につきましては、87ページから90ページまでに記載されておりますので資料をご覧ください。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第38号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(打越)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもって、令和7年中泊町農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年2月10日

農業委員会	(松坂 龍美)
会長	松坂 龍美 (佐藤 正樹)
署名委員	佐藤 正樹 (工藤 正太)
署名委員	工藤 正太 (工藤 正太)